

第36回

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2019年6月26日（水曜日） 午前10時

受付開始 午前9時

開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号

ハイアットリージェンシー東京

地下1階 センチュリールーム

末尾記載のご案内図をご参照ください。

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2019年6月25日（火曜日）

午後6時到着分まで

目次

■ 第36回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
■ 株主総会参考書類	5
議 案 取締役8名選任の件	
(添付書類)	
■ 事業報告	11
■ 連結計算書類	28
■ 計算書類	30
■ 監査報告書	32

株式会社大戸屋ホールディングス

証券コード：2705

証券コード 2705
2019年6月6日

株 主 各 位

東京都武蔵野市中町一丁目20番8号
株式会社大戸屋ホールディングス
代表取締役社長 窪 田 健 一

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、2019年6月25日（火曜日）午後6時までには議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 地下1階 センチュリールーム
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第36期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役8名選任の件

※当社は、2019年5月13日開催の取締役会において、剰余金の配当を1株につき25円とし、2019年6月27日を支払開始日としてお支払することを決議いたしました。

議決権行使についてのご案内

1. 議決権の行使方法

<p>1 株主総会へ出席する場合</p>  <p>議決権行使書用紙を会場受付へ提出</p> <p>株主総会開催日時 2019年6月26日(水) 午前10時</p>	<p>2 議決権行使書を郵送する場合</p>  <p>各議案の賛否を表示のうえ投函*</p> <p>行使期限 2019年6月25日(火) 午後6時到着</p>	<p>3 インターネットによる議決権行使の場合 (パソコンまたは携帯電話)</p>  <p>議決権行使サイト https://evote.tr.mufg.jp/ にて各議案の賛否を入力 【詳細は次ページをご参照ください】</p> <p>行使期限 2019年6月25日(火) 午後6時まで</p>
--	--	--

※議決権行使書により議決権を行使される場合、議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

2. 重複して行使された議決権の取扱いについて

1. 議決権行使書または電磁的方法（インターネット等）により複数回議決権を行使された場合は、それぞれ最後のものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2. インターネット等により議決権を行使された場合は、議決権行使書をご返送いただいた場合でも、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる開示について

インターネット開示に関する事項

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次の事項につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ootoya.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集通知の添付書類には記載しておりません。

したがって、本招集通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

- ①業務の適正を確保するための体制
- ②連結株主資本等変動計算書
- ③連結計算書類の連結注記表
- ④株主資本等変動計算書
- ⑤計算書類の個別注記表

株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

添付書類及び株主総会参考書類等に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ootoya.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

以上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）*から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。

（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）

*「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

議決権行使期限

2019年6月25日（火曜日）午後6時まで

パスワードのお取り扱いについて

- 1 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 2 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使サイトへアクセス

- 1 「次の画面へ」をクリック

2. ログインする

- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
- 3 「ログイン」をクリック

3. メニューから議決権行使を選択

- 4 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード（確認用）」をそれぞれ入力
- 5 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る



議決権行使書副票（右側）

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、**議決権行使方法**を選ぶ



3. 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

上記のQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

再行使する場合、またはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、左記の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

！ ご注意ください

- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

システムに関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

☎0120-173-027

受付時間 午前9時～午後9時（通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は以下のとおりであり、取締役候補者に関する事項は6頁から10頁のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任 窪田健一	代表取締役社長	94.1% 16回/17回
2	再任 山本匡哉	取締役 国内事業管掌	100.0% 17回/17回
3	再任 濱田寛明	取締役 管理本部長	100.0% 17回/17回
4	再任 松岡彰洋	取締役 経営企画部長	100.0% 17回/17回
5	再任 内藤光恵	取締役 人材開発管掌	100.0% 14回/14回
6	再任 三森教雄	社外取締役 取締役	94.1% 16回/17回
7	再任 池田純	社外取締役 独立役員 取締役	82.4% 14回/17回
8	再任 戸川信義	社外取締役 独立役員 取締役	100.0% 17回/17回

1 くぼ た けん いち
窪田 健一 (1970年8月18日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1993年 4月	株式会社ライフコーポレーション 入社	2011年 5月	取締役国内事業本部長
1996年10月	当社入社	2011年 6月	常務取締役国内事業本部長
2007年 6月	取締役F C事業本部長兼 F C営業部長	2012年 4月	代表取締役社長兼国内事業本部長
		2013年 4月	代表取締役社長 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社大戸屋 代表取締役会長

■ 所有する当社株式の数 40,100株

■ 選任理由

窪田健一氏は、主に営業部門で経験を積み、営業部門担当取締役を経て、現在は代表取締役社長に就任しております。経営全般に関する豊富な経験と知見を有しており、経営の最高責任者としてリーダーシップを発揮し、当社グループ全体を統括しております。今後も当社の経営の充実に資する人材と判断しており、引き続き取締役候補者といたしました。

2 やま もと まさ や
山本 匡哉 (1973年7月7日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1997年 4月	当社入社	2014年 4月	国内事業本部長
2006年 6月	営業支援部長	2014年 6月	取締役国内事業本部長
2008年 4月	F C営業部長	2017年 6月	取締役国内事業管掌 (現任)
2011年 4月	直営事業部長		

(重要な兼職の状況)

株式会社大戸屋 取締役社長

■ 所有する当社株式の数 11,800株

■ 選任理由

山本匡哉氏は、店舗運営、営業部門についての豊富な経験と知見を有しており、現在は取締役国内事業管掌に就任しております。営業全般に関する経験を生かし、国内営業部門の責任者としてリーダーシップを発揮しております。今後も当社の経営の充実に資する人材と判断しており、引き続き取締役候補者といたしました。

3 はま だ ひろ あき
濱 田 寛 明 (1964年8月9日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1988年 4月	国際証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社	2012年 4月	専務取締役経営企画部長
2004年 6月	当社入社 経営企画部長	2016年 6月	執行役員
2007年 6月	取締役経営企画部長	2017年 6月	取締役管理本部副本部長
		2017年10月	取締役管理本部長（現任）

■ 所有する当社株式の数 30,200株

■ 選任理由

濱田寛明氏は、証券会社を経て、当社入社後は経営企画部門、海外事業部門担当取締役として当社グループ発展における重要な業務を担い、現在は取締役管理本部長に就任しております。今後も当社の経営の充実に資する人材と判断しており、引き続き取締役候補者いたしました。

4 まつ おか あき ひろ
松 岡 彰 洋 (1959年10月7日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年 4月	国際証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社	2012年 2月	当社入社 経営企画部副部長
2001年 4月	同社公開引受部長	2015年 6月	執行役員経営企画部長
2009年 5月	同社コンプライアンス統括部 利益相反管理室長	2016年 6月	取締役経営企画部長（現任）

■ 所有する当社株式の数 2,400株

■ 選任理由

松岡彰洋氏は、証券会社での法人業務に関する豊富な経験を有しており、当社入社後は、経営企画・IRの責任者として業務を担い、現在は取締役経営企画部長に就任しております。今後も当社のガバナンスの強化をはじめ、経営の充実に資する人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

5 ないとうみつえ
内藤光恵 (1971年12月22日生)

再任

■ **略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

1999年 9 月	当社入社	2018年 4 月	同社取締役副社長（現任）
2007年 4 月	人材開発部長	2018年 6 月	取締役教育支援管掌
2011年10月	株式会社大戸屋教育支援部長	2019年 2 月	取締役人材開発管掌（現任）
2017年 6 月	同社取締役教育部長		

■ **（重要な兼職の状況）**

株式会社大戸屋 取締役副社長

■ **所有する当社株式の数** 7,000株

■ **選任理由**

内藤光恵氏は、当社入社以来、店舗、教育研修部門で経験を積み、現在は取締役人材開発管掌に就任し、教育研修部門の責任者として人材育成の中心的役割を担っております。今後も当社の経営の充実に資する人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

6 みつもり のり お
三森教雄 (1956年6月25日生)

社外 再任

■ **略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

1983年 5 月	東京慈恵医科大学第三病院 外科学教室医員	2009年 2 月	同病院外科学講座准教授
1995年 5 月	同病院外科学講師	2014年 7 月	同病院消化管外科診療部長
2004年 4 月	東京慈恵医科大学付属病院 消化管外科診療副部長	2015年 6 月	東京慈恵医科大学外科学講座 特任教授（現任）
		2016年 6 月	当社社外取締役（現任）

■ **（重要な兼職の状況）**

東京慈恵医科大学外科学講座特任教授

■ **所有する当社株式の数** 14,000株

■ **選任理由**

三森教雄氏は、過去に会社経営に関与しておりませんが、医師・大学教授としての豊富な経験・知識と高い見識から、取締役会において、適切な提言・助言をいただいております。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となりますが、今後も当社の経営に資する提言・助言をいただくと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

7 いけ だ じゅん
池田純 (1976年1月23日生)

独立 **社外** **再任**

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2000年4月	住友商事株式会社入社	2016年6月	当社社外取締役（現任）
2007年1月	株式会社ディー・エヌ・エー入社	2017年6月	株式会社ノジマ社外取締役（現任）
2009年4月	同社執行役員マーケティング・コミュニケーション室長	2019年3月	一般社団法人さいたまスポーツコミッション代表理事（現任）
2011年12月	株式会社横浜DeNAベイスターズ代表取締役社長		

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 選任理由

池田純氏は、マーケティング業務や経営全般に関する豊富な情報と経験と高い見識から、当社取締役会において適切な提言・助言をいただいております。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となりますが、今後も当社の経営に資する提言・助言をいただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

8 と がわ のぶ よし
戸川信義 (1978年11月13日生)

独立 **社外** **再任**

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2001年10月	プライスウォーターハウスクーパース 税務事務所入所	2008年5月	税理士法人二重橋総合会計事務所 代表社員（現任）
2007年1月	戸川公認会計士事務所 所長（現任）	2017年6月	当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

税理士法人二重橋総合会計事務所代表社員

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 選任理由

戸川信義氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与しておりませんが、公認会計士・税理士として企業の会計監査・経営指導に従事され、財務・会計及び税務に関する高度な知識と経験から、当社取締役会において適切な提言・助言をいただいております。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となりますが、今後も当社の経営に資する適切な提言・助言をいただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 三森教雄氏、池田純氏及び戸川信義氏は社外取締役候補者であります。
- 3 当社は池田純氏及び戸川信義氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届出ております。本議案において両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
- 4 当社と三森教雄氏、池田純氏及び戸川信義氏の間では、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。本議案において各氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。

以 上

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費の十分な回復までには至りませんでした。また、米国の通商政策の変化による貿易摩擦が世界経済へ与える影響も懸念され不安定な状況が続きました。

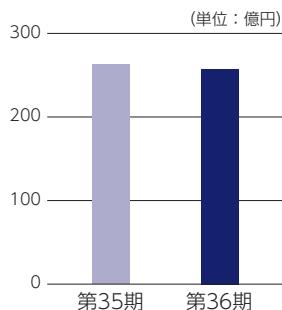
外食産業におきましても、個人消費が十分に回復しない中、食材価格の高止まりや人手不足の恒常化による人件費の上昇に加え他業態との顧客獲得競争がさらに激化し、さらには台風や地震等自然災害の影響もあり経営環境は厳しい状況が続きました。このような状況の下、当社グループの当連結会計年度は、「家庭食の代行業から健康提供企業へ」をコンセプトとした新たな3カ年の「中期経営計画『改革』Ⅰ期～『改革』Ⅱ期～『飛躍』期」の初年度である改革Ⅰ期にあたり、「ちゃんとごはん。」を大戸屋ブランドのスローガンに掲げ、店舗価値の向上や人材の育成に注力いたしました。7月にグランド・メニューの改定を行ったほか、季節商品の導入も行いました。また、東日本大震災以降取り組ませていただいている子供の学びを支援する活動の一環として、福島県立ふたば未来学園高等学校の生徒とのコラボメニュー「ふるさとおうちごはん」2商品を開発し販売いたしました。さらに、店舗運営の効率化を図るため、オーダータブレットシステムの導入を進めるとともにセルフレジやキャッシュレス決済の試験導入にも取り組みました。この他、労働環境の改善への取り組みの一環として社内に「いきいきプロジェクト」を発足させ、従業員とその家族の心と体の健康の促進に資する施策を実施し、日本健康会議より「健康経営優良法人2019（ホワイト500）」の認定を受けました。この他、新スタイルの定食店の開発も行いました。

しかしながら、国内事業の既存店売上高の回復の遅れ、台風や地震等自然災害の影響に加え、2019年2月に発生いたしましたアルバイト従業員による「不適切動画事案」の影響により、売上高、利益とも前連結会計年度を下回ることとなりました。

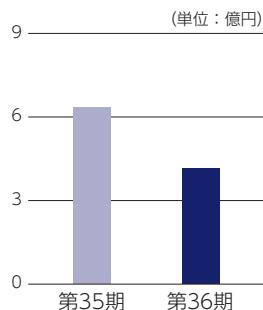
店舗展開につきましては、国内におきまして、「大戸屋ごはん処」9店舗（直営3店舗、フランチャイズ6店舗）を新規に出店し、9店舗（直営2店舗、フランチャイズ7店舗）が閉店いたしました。その結果、当連結会計年度の店舗数は、当社グループ合計で463店舗（うち国内直営146店舗、国内フランチャイズ207店舗、海外直営13店舗、海外フランチャイズ97店舗）となりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は25,729百万円（前年同期比2.0%減）、主に人件費の上昇による販管費の増加から営業利益414百万円（同34.7%減）、経常利益463百万円（同30.1%減）となり、「不適切動画事案」に伴う店舗休業により休業したフランチャイズ加盟者に対する売上補填としてF C営業補償金39百万円及び減損損失283百万円を特別損失に計上し、法人税等合計が46百万円となったため、親会社株主に帰属する当期純利益は55百万円（同73.0%減）となりました。

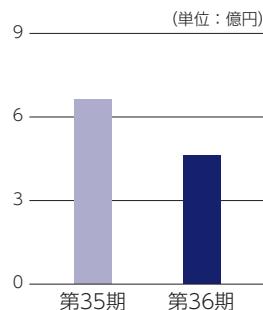
売上高



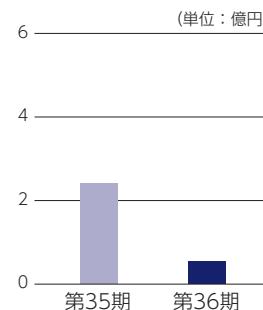
営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



事業セグメント別の業績の概況

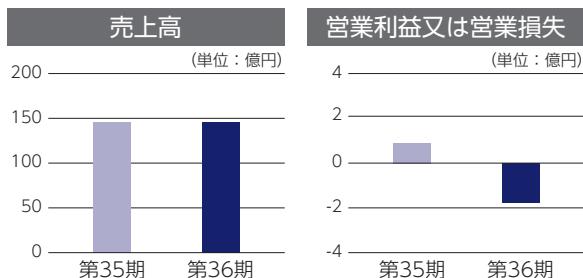
① 国内直営事業

売上高 **143億40百万円**

(前期比1.5%減)

営業損失 **1億78百万円**

(前期 90百万円 営業利益)



国内直営事業は、売上高向上のための取り組みを行いました。既存店売上高の回復が遅れ、加えて自然災害等の影響を受けました。店舗展開につきましては、「大戸屋ごはん処」3店舗（大宮すずらん通り店、柏駅南口店、イオンタウン川西多田店）の新規出店があり、国内直営事業でありました4店舗（駒沢大学駅前店、パサージュ西新井店、アルカキット錦糸町店、成増駅南口店）が国内フランチャイズ事業となりましたが、国内フランチャイズ事業でありました4店舗（和戸通り店、南池袋店、那覇あつるのタウン店、品川グランパサージュ店）について国内直営事業としました。また、2店舗（渋谷宮益坂店、大泉学園店）が閉店いたしました。その他、「大戸屋ごはん処」の3店舗を新スタイルの定食店「食べ処三かみ」「かこみ食卓」としてリニューアルいたしました。

これにより、当連結会計年度における国内直営事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」143店舗、新業態3店舗となりました。

以上の結果、国内直営事業の当連結会計年度の売上高は14,340百万円（前年同期比1.5%減）、営業損失178百万円（前年同期は90百万円の営業利益）となりました。

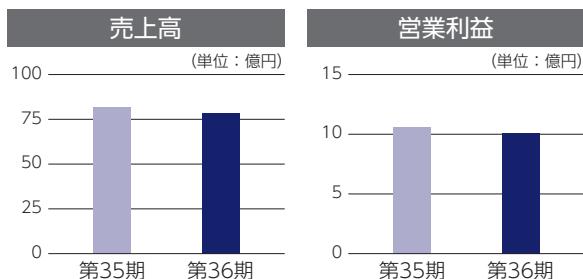
②国内フランチャイズ事業

売上高 **78億74百万円**

(前期比3.8%減)

営業利益 **10億14百万円**

(前期比4.2%減)



国内フランチャイズ事業は売上高回復のため、地域限定メニューの開発など地域の特徴に合わせたきめ細かな施策にも取り組みましたが、既存店売上高の回復が遅れ、また、国内直営事業と同様に自然災害等の影響を受けました。店舗展開につきましては、「大戸屋ごはん処」6店舗（福島北矢野目店、二俣川ジョイナステラス店、福山店、倉敷四十瀬店、郡山八山田店、盛岡みたけ店）の新規出店があり、国内フランチャイズ事業でありました4店舗（和戸通り店、南池袋店、那覇あっぷるタウン店、品川グランパサージュ店）が国内直営事業となりましたが、国内直営事業でありました4店舗（駒沢大学駅前店、パサージュ西新井店、アルカキット錦糸町店、成増駅南口店）が国内フランチャイズ事業となりました。また、7店舗（武蔵小杉店、川崎ソリッドスクエア店、スクエアモール鹿児島宇宿店、センター南aune店、北見店、ゆめタウン呉店、国立南口駅前店）が閉店いたしました。

これにより、当連結会計年度における国内フランチャイズ事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」207店舗となりました。

以上の結果、国内フランチャイズ事業の当連結会計年度の売上高は7,874百万円（前年同期比3.8%減）、営業利益1,014百万円（同4.2%減）となりました。

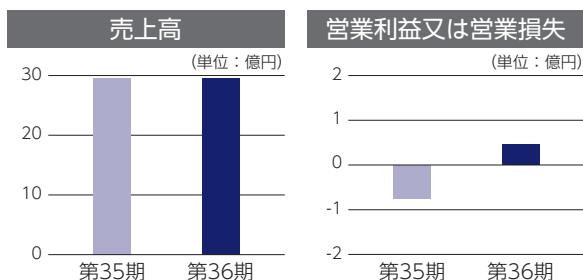
③海外直営事業

売上高 **29億66百万円**

(前期比0.1%増)

営業利益 **46百万円**

(前期 75百万円 営業損失)



海外直営事業は、各国のお客様のニーズに合わせたグランドメニューの改定を行いました。店舗展開につきましては、1店舗（香港）の新規出店があり、当連結会計年度末現在、13店舗（香港大戸屋有限公司が香港に5店舗、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.がシンガポール共和国に3店舗、AMERICA OOTOYA INC.が米国ニューヨーク州に4店舗、M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.がタイ王国に1店舗）稼動しており、当連結会計年度の売上高は2,966百万円（前年同期比0.1%増）、営業利益は46百万円（前年同期は75百万円の営業損失）となりました。

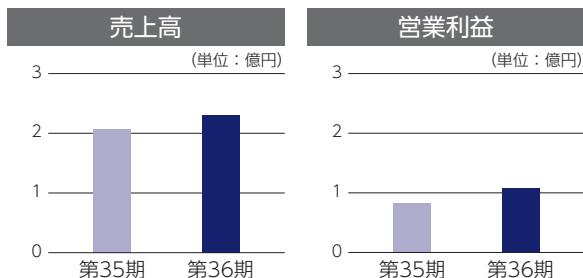
④海外フランチャイズ事業

売上高 **2億31百万円**

(前期比11.4%増)

営業利益 **1億9百万円**

(前期比30.3%増)



海外フランチャイズ事業は、店舗数の拡大に合わせ、各国のフランチャイズ加盟者とのより密接な連携強化に取り組みました。店舗展開につきましては、14店舗（中国上海市1店舗、タイ王国2店舗、台湾7店舗、インドネシア共和国4店舗）の新規出店がありましたが、9店舗（タイ王国3店舗、中国上海市4店舗、台湾2店舗）が閉店いたしました。当連結会計年度末現在、97店舗（タイ王国に43店舗、台湾に37店舗、インドネシア共和国に15店舗、中国上海市に1店舗、ベトナムホーチミン市に1店舗）を展開しており、当連結会計年度の売上高は231百万円（前年同期比11.4%増）、営業利益は109百万円（同30.3%増）となりました。

⑤その他

その他は、メンテナンス事業、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業であり、当連結会計年度末現在、株式会社OTYフィール（2019年4月1日、株式会社大戸屋に吸収合併）がメンテナンス事業を、THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.が当社のプライベートブランド商品の輸入・販売をタイ王国で行っており、当連結会計年度の売上高は316百万円（外部顧客に対する売上高。前年同期比7.1%減）、営業利益38百万円（同16.9%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,092百万円であり、新規出店及び店舗改装等に係るものであります。主な内訳は、内装設備に対する投資額が565百万円、器具備品等に対する投資額が521百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、全体として緩やかな回復基調にあると思われませんが、10月に予定されている消費税増税の影響や世界経済情勢など不安定な動きもあり、不透明な状況が続くと思われます。外食産業におきましては、個人消費の回復の遅れや人手不足の恒常化による人件費上昇の継続、食材価格の高止まりに加え、コンビニエンス・ストアや食品スーパー等他業態との競争がさらに激しくなることが予想され、引き続き厳しい環境が続くと思われます。

このような環境の下、当社は「家庭食の代行業から健康提供企業へ」をコンセプトとした3カ年の「中期経営計画『改革』Ⅰ期～『改革』Ⅱ期～『飛躍』期」の推進を基本に、変化の激しい社会状況、経済状況に適切に対応し、当社グループのブランドの確立と中長期的発展並びに企業価値向上に取り組んで参ります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の株式会社大戸屋と株式会社O T Y フィールは、2019年4月1日付で株式会社大戸屋を存続会社、株式会社O T Y フィールを消滅会社とする吸収合併を行っております。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

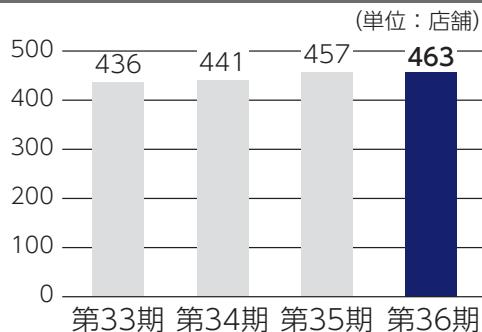
(9) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

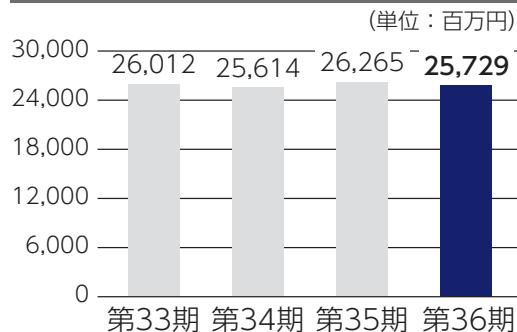
区 分 \ 期 別	第 33 期 2016年3月期	第 34 期 2017年3月期	第 35 期 2018年3月期	第 36 期 (当連結会計年度) 2019年3月期
期 末 店 舗 数 (うち F C 店 舗 数)	436店舗 (279店舗)	441店舗 (282店舗)	457店舗 (300店舗)	463店舗 (304店舗)
売 上 高	26,012,098	25,614,775	26,265,329	25,729,084
経 常 利 益	592,413	711,655	662,925	463,496
親会社株主に帰属する 当期純利益	304,885	357,184	204,379	55,089
1株当たり当期純利益	42.40	49.64	28.39	7.64
総 資 産	12,149,517	10,255,835	9,467,235	9,815,298
純 資 産	4,620,844	4,721,183	4,744,859	4,625,395
1株当たり純資産	636.63	649.14	648.55	633.17

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

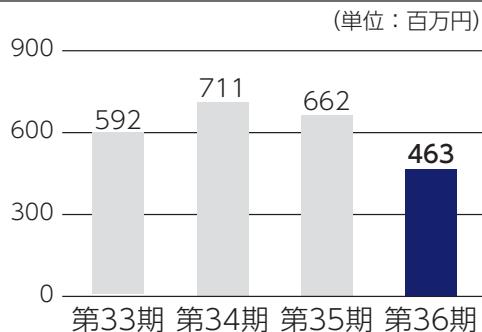
店舗数



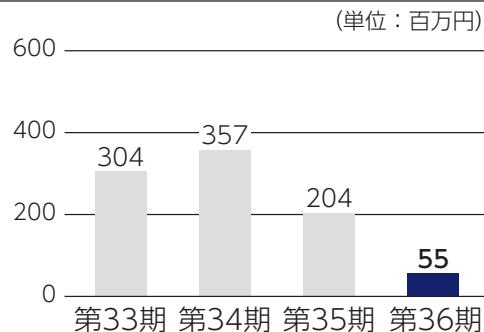
売上高



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



(10) 企業集団の主要な事業セグメント

事業セグメント	主な事業内容
国内直営事業	国内における一般消費者に対する定食、弁当の販売事業
国内フランチャイズ事業	国内のフランチャイズ加盟者の募集及び加盟店の経営指導事業
海外直営事業	海外における一般消費者に対する定食、弁当の販売事業
海外フランチャイズ事業	海外のフランチャイズ加盟者の募集及び加盟店の経営指導事業
その他	店舗メンテナンス事業、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業

(11) 主要な営業所及び店舗

本 部 東京都武蔵野市中町一丁目20番8号
 山梨事務所 山梨県山梨市下栗原1309-2
 店 舗 463店舗（うちF C店 304店舗）

（単位：店舗）

地域名	直営店	F C店	合計
東京都	68	30	98
神奈川県	18	29	47
埼玉県	17	8	25
千葉県	14	11	25
その他関東	-	14	14
北海道	7	6	13
東北	2	16	18
甲信越	4	11	15
北陸	-	8	8
東海	1	23	24
近畿	14	10	24
中国・四国	-	11	11
九州・沖縄	1	30	31
国内計	146	207	353
海外	13	97	110
合計	159	304	463

- (注) 1. 「その他関東」には、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県は含まれておりません。
 2. 「海外」は、連結子会社それぞれの決算期末日現在における稼働店舗数を記載しております。

(12) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
660名	49名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45名	2名減	47.2歳	9.1年

(注) 従業員数には、子会社等への出向社員は含んでおりません。また、上記のほか、臨時従業員（パート・アルバイト）8名がおります。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社大戸屋	10,000千円	100.0%	定食店の経営
香港大戸屋有限公司	33,877千香港ドル	100.0%	和食レストランの経営
OTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.	5,244千シンガポールドル	100.0%	和食レストランの経営
AMERICA OTOYA INC.	2,000千米ドル	100.0%	和食レストランの経営
M OTOYA (THAILAND) CO., LTD.	20,000千バーツ	45.0%	和食レストランの経営
VIETNAM OTOYA CO., LTD.	100,000千ベトナムドン	100.0%	和食レストランの経営
株式会社O T Y フィール	5,000千円	100.0%	店舗メンテナンス事業
THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.	4,000千バーツ	49.0%	タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業

(注) 1.上記の8社が連結子会社であります。

2.株式会社大戸屋と株式会社O T Y フィールは2019年4月1日付で株式会社大戸屋を存続会社、株式会社O T Y フィールを消滅会社とする吸収合併を行っております。

3.VIETNAM OTOYA CO., LTD.は、2018年9月11日に設立しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 額
株式会社三菱UFJ銀行	432,000 ^{千円}
株式会社三井住友銀行	432,000
株式会社りそな銀行	336,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,720,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,235,963株 (自己株式 337株を除く)
 (3) 株主数 25,555名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三森三枝子	946 ^{千株}	13.07 [%]
三森智仁	405	5.60
タニコー株式会社	130	1.79
三菱UFJ信託銀行株式会社	120	1.65
株式会社りそな銀行	100	1.38
東京海上日動火災保険株式会社	100	1.38
大戸屋従業員持株会	79	1.10
第一生命保険株式会社	50	0.69
株式会社日本アクセス	50	0.69
住友商事株式会社	43	0.59
株式会社ラックランド	43	0.59

(注) 持株比率は、自己株式(337株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(2) 当該事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	窪 田 健 一	株式会社大戸屋 代表取締役会長
取 締 役	山 本 匡 哉	国内事業管掌 株式会社大戸屋 取締役社長
取 締 役	濱 田 寛 明	管理本部長
取 締 役	松 岡 彰 洋	経営企画部長
取 締 役	内 藤 光 恵	人材開発管掌 株式会社大戸屋 取締役副社長
取 締 役	三 森 教 雄	東京慈恵医科大学外科学講座特任教授
取 締 役	池 田 純	—
取 締 役	戸 川 信 義	税理士法人二重橋総合会計事務所 代表社員
監 査 役 (常勤)	下 村 治	—
監 査 役	内 海 雅 秀	内海総合法律事務所 所長
監 査 役	檜 山 英 男	—

- (注) 1. 取締役三森教雄氏、池田純氏及び戸川信義氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役下村治氏、内海雅秀氏及び檜山英男氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外取締役池田純氏、戸川信義氏及び社外監査役内海雅秀氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 2018年6月27日開催の第35回定時株主総会において、新たに内藤光恵氏が取締役に選任され、就任いたしました。
5. 2018年6月27日開催の第35回定時株主総会の終結の時をもって、取締役土橋久一氏、水流博之氏及び田中信成氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	98,179千円 (14,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	14,004千円 (14,004千円)

- (注) 1. 2001年6月21日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額50,000千円以内と承認いただいております。
2. 上記取締役の報酬限度額とは別枠として、2018年6月27日開催の定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額60,000千円と承認いただいております。
3. 取締役の人数及び報酬等の額には、2018年6月27日開催の第35回定時株主総会の終結の時をもって退任した3名を含んでおります。
4. 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、3,912千円が含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役三森教雄氏は、東京慈恵医科大学外科学講座特任教授であります。同大学と当社との取引関係はありません。

取締役戸川信義氏は、税理士法人二重橋総合会計事務所の代表社員であります。同事務所と当社との取引関係はありません。

監査役内海雅秀氏は、内海総合法律事務所の所長であります。同所と当社との取引関係はありません。

監査役檜山英男氏は、株式会社三井住友銀行の顧問でありましたが、2018年9月30日付で退任いたしました。同行と当社との間には、定常的な銀行取引があります。

② 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との関係
該当事項はありません。

③ 子会社からの役員報酬等の総額
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	三 森 教 雄	当事業年度に開催した取締役会17回中16回に出席し、医師・大学教授としての豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取 締 役	池 田 純	当事業年度に開催した取締役会17回中14回に出席し、経営に関する豊富な経験と専門知識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取 締 役	戸 川 信 義	当事業年度に開催した取締役会17回中17回に出席し、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門知識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	下 村 治	当事業年度に開催した取締役会17回中17回に出席し、また監査役会16回中16回に出席し、出身である損害保険会社で培った豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	内 海 雅 秀	当事業年度に開催した取締役会17回中17回に出席し、また監査役会16回中16回に出席し、弁護士としての豊富な経験と、高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	檜 山 英 男	当事業年度に開催した取締役会17回中17回に出席し、また監査役会16回中15回に出席し、出身である金融機関で培った豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の運用状況を確認し、報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である香港大戸屋有限公司、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.、AMERICA OOTOYA INC.、M OOTOYA (THAILAND) CO.,LTD.及びTHREE FOREST (THAILAND) CO.,LTD.は当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である三優監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の1つと認識しており、収益力の向上及び財務体質の改善を以って安定した経営基盤を構築しつつ、株主の皆様へに長期的、かつ安定的な配当及び利益還元を行うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、業績に応じ、配当性向を考慮した利益配当額を決定するとともに、将来の更なる事業展開を目的とした投資活動のための内部留保額を決定しております。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針のもと、期末配当金として1株につき25円としております。

なお、内部留保資金につきましては、店舗の新設及び改装等、将来の利益に貢献する投資資金に充てると同時に、より一層の企業体質の強化及び今後の事業活動の充実並びに拡充に活用する所存であります。

-
- (注) 1. 以上のご報告は記載金額については、表示単位未満切り捨てにより表示しております。
但し、百分率は小数点第2位を四捨五入しております。
2. 売上高等の取引金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,087,711	流 動 負 債	2,538,020
現 金 及 び 預 金	2,454,918	買 掛 金	1,016,328
売 掛 金	901,041	1年内返済予定の長期借入金	240,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	65,114	リ ー ス 債 務	98,124
前 払 費 用	198,313	未 払 金	707,345
預 け 金	261,892	未 払 法 人 税 等	47,302
そ の 他	217,578	賞 与 引 当 金	66,053
貸 倒 引 当 金	△11,147	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	6,942
固 定 資 産	5,727,587	そ の 他	355,923
有 形 固 定 資 産	3,065,926	固 定 負 債	2,651,882
建 物 及 び 構 築 物	2,188,121	長 期 借 入 金	960,000
工 具 器 具 備 品	795,853	リ ー ス 債 務	151,232
土 地	75,324	退 職 給 付 に 係 る 負 債	436,696
そ の 他	6,626	資 産 除 去 債 務	503,864
無 形 固 定 資 産	105,831	そ の 他	600,088
の れ	57,877	負 債 合 計	5,189,902
そ の 他	47,953	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	2,555,829	株 主 資 本	4,506,719
投 資 有 価 証 券	3,229	資 本 金	1,512,753
長 期 貸 付 金	28,354	資 本 剰 余 金	1,430,933
長 期 前 払 費 用	95,556	利 益 剰 余 金	1,563,153
繰 延 税 金 資 産	515,579	自 己 株 式	△121
敷 金 及 び 保 証 金	1,871,043	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	74,844
そ の 他	52,422	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	201
貸 倒 引 当 金	△10,356	為 替 換 算 調 整 勘 定	103,198
資 産 合 計	9,815,298	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△28,554
		新 株 予 約 権	196
		非 支 配 株 主 持 分	43,635
		純 資 産 合 計	4,625,395
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	9,815,298

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売	上		25,729,084
売	上		11,109,282
販	上		14,619,801
営	業		14,205,695
営	業		414,106
受	取	775	
協	賛	37,860	
雑	金	29,376	68,012
営	業		
支	外		
為	払	10,034	
雑	替	8,236	
	損	351	18,622
経	常		463,496
特	別		
固	定	1,982	
店	資	2,976	4,958
特	産		
固	産		
減	除	8,407	
店	損	283,487	
店	閉	4,788	
F	鎖	6,942	
C	営	39,682	343,307
税	業		
金	補		
等	償		
調	金		
整	繰		
前	入		
当	額		
期	業	149,823	
純	税	△103,263	46,559
利	等		
益	調		
	整		
	期		78,588
	純		
	利		23,498
	益		
			55,089

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,583,770	流 動 負 債	401,857
現金及び預金	1,889,931	買掛金	15,931
売掛金	186,578	1年内返済予定の長期借入金	240,000
原材料及び貯蔵品	2,790	リース債	13,856
前払費用	38,747	未払金	75,235
未収入金	56,138	未払費用	15,207
短期貸付金	2,348,120	未払法人税等	17,190
その他の金	69,410	引当金	10,412
貸倒引当金	△7,947	賞与引当金	3,086
固 定 資 産	996,837	その他の負債	10,937
有形固定資産	194,471	固 定 負 債	1,091,610
建物	65,842	長期借入金	960,000
構築物	27,094	リース債	12,947
車両運搬具	0	資産除去債	11,585
工具器具備品	26,209	退職給付引当金	107,077
土地	75,324	負 債 合 計	1,493,468
無形固定資産	25,266	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	25,266	株 主 資 本	4,086,742
投 資 そ の 他 の 資 産	777,100	資本金	1,512,753
投資有価証券	3,229	資本剰余金	1,430,945
関係会社株	390,849	の本剰余金	36,983
出資	30	の利益剰余金	1,393,962
関係会社長期貸付金	186,000	利益準備金	1,143,163
従業員長期貸付金	3,550	の他利益剰余金	3,582
長期前払費用	40,325	繰越利益剰余金	1,139,580
繰延税金資産	114,557	自 己 株 式	△121
保険積立金	23,568	評価・換算差額等	201
その他の金	19,364	その他有価証券評価差額金	201
貸倒引当金	△4,376	新 株 予 約 権	196
資 産 合 計	5,580,607	純 資 産 合 計	4,087,139
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,580,607

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額
売 上	高 価	1,674,425
売 上	価 値	239,952
売 上	益	1,434,472
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費 益	1,056,381
営 業 外 収 入	益	378,091
受 取 配 当 金	息 金	28,951
受 取 替 貸 収	益	50,310
為 替 貸 収	入 入	511
雑 収	入 入	22,824
営 業 外 費 用		8,186
支 払 利 息	用 額	5,201
賃 貸 倒 引 当 金 繰 入	額	21,741
貸 倒 引 当 金 繰 入	額	4,376
経 常 利 益	益	31,318
特 定 資 産 利 益	益	457,557
特 定 資 産 損 失	益	1,973
固 定 資 産 除 却 損 失	損 失	0
F C 営 業 補 償 金	金	21,825
税 引 前 当 期 純 利 益	益	437,705
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	税 額	29,003
法 人 税 等 調 整 額	額	6,995
当 期 純 利 益	益	35,998
		401,707

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

株式会社 大戸屋ホールディングス

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人	
指 定 社 員	公認会計士 古藤智弘 ㊞
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 瀬尾佳之 ㊞
業 務 執 行 社 員	

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大戸屋ホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大戸屋ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

株式会社 大戸屋ホールディングス
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人
指 定 社 員 公認会計士 古藤智弘 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 瀬尾佳之 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大戸屋ホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

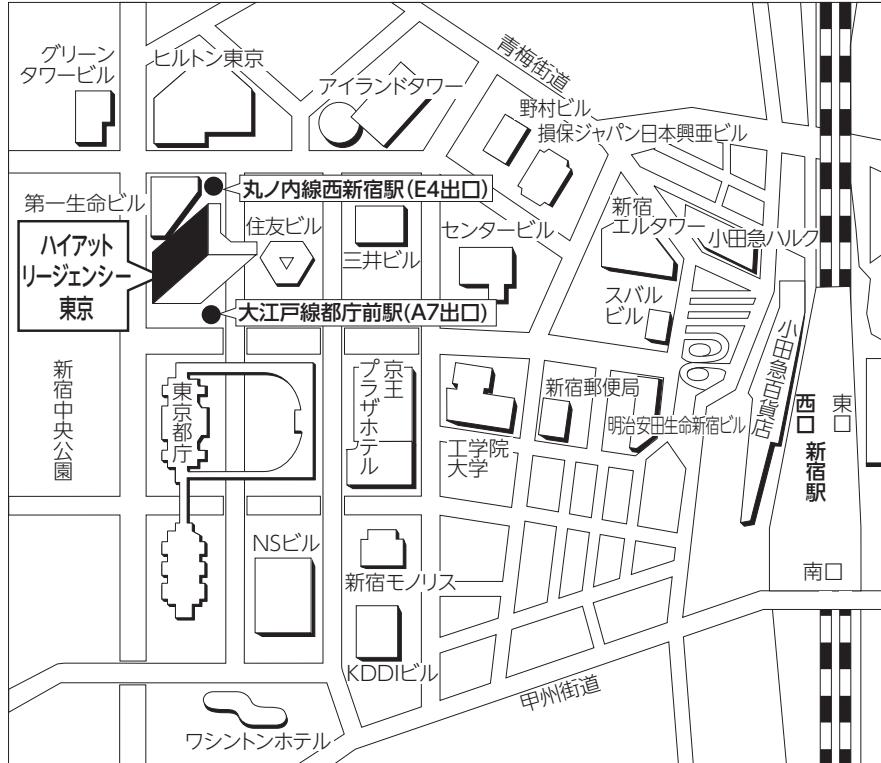
2019年5月17日

株式会社大戸屋ホールディングス 監査役会
 常勤監査役(社外監査役) 下 村 治 ㊟
 監査役(社外監査役) 内 海 雅 秀 ㊟
 監査役(社外監査役) 檜 山 英 男 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京
地下1階 センチュリールーム
電話番号 03 (3349) 0111



●交通機関

- ・丸ノ内線西新宿駅 徒歩4分 (E4出口)
- ・都営大江戸線都庁前駅に直結 (A7出口)
- ・JR線、私鉄、地下鉄線新宿駅 (西口) 徒歩9分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。